

国連教育科学文化機関（ユネスコ）

イリナ・ボコバ事務局長 殿

2015年10月、中国が国連教育科学文化機関（ユネスコ）記憶遺産に登録申請した「南京大虐殺」資料（ID Code:2014-50）と「慰安婦」資料（ID Code:2014-49）が審査され、「慰安婦」資料の登録は見送られたものの、「南京大虐殺」資料の登録が決定しました。以下の理由により、「南京大虐殺」資料の記憶遺産登録撤回を求めます。

私たち幸福実現党は、中国の登録申請した「南京大虐殺」資料は学術的に不十分であり、かつユネスコ憲章の理念にも反している点について、これまで4回にわたって反論文書を作成し、延べ100名を超える国内外の有識者の賛同を得て、パリのユネスコ記憶遺産事務局に申し入れを行ってきました。また、2015年4月、「中国によるユネスコ記憶遺産への申請に抗議する署名」を行い、総数192,036名分を日本政府に提出しました。

今回、中国の「南京大虐殺」資料が登録されたことは、日本国内でも大きな問題となっており、多くの日本国民が憤慨しています。

私たちは、まずユネスコ記憶遺産の審議プロセスの透明性を求めます。登録小委員会、国際諮問委員会で、どのような審議が行われたのか、誰がどのような資料や情報を基に、何を判断したのか、ということがすべて非公開になっておりました。また、ユネスコ事務局長の登録の判断が下った後も、詳細な議事録は公開されていません。一刻も早い情報公開を求めます。

また、私たちが2015年12月に提出した改革提案で示したように、登録申請された資料に対して、関係国や地域が研究・反論するための適切な期間を設けることも求めます。

現在の審議プロセスでは、ある記憶遺産の登録をめぐって、何かしらの利害が生じる国や地域、団体や個人が、自分の知らない間に批判の対象になる危険性があります。また、仮に利害関係者が批判されている事実を知ったとしても、内容の詳細が明らかにされていなければ、資料が正しいものであるか否かという調査・研究はできません。さらに、反論の機会も与えられていないということであれば、審議プロセスはアンフェアなものであると言えます。これは、申請者による記憶遺産の政治利用を許すことにもつながります。

最後に、ユネスコは憲章で「人々の心に平和を築く」という理想を掲げています。この理想が実現されることは、私たちの願いでもあります。中国の申請内容は真正性を欠いており、歴史の捏造にほかなりません。このたびのユネスコの決定は、中国の反日宣伝に加担したとの誹りは免れずユネスコ憲章の理念にも反しています。

この理想に見合った記憶遺産事業にするためにも、私たちの提案するユネスコの透明化案を、今後の制度改革に導入していただくよう、強く要望いたします。

幸福実現党
党首 積量子